大桑村告示第 27 号

「みんなで守る！地域防災の集い」自主開催交付金交付要綱を次のように定める。

令和８年３月２３日

大桑村長　　坂　家　重　吉

「みんなで守る！地域防災の集い」自主開催交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、災害時における自助の備えと、地域住民による共助の連携強化を図ることを目的とし、地域住民で組織した団体（以下「団体」という。）が自主的に開催する「みんなで守る！地域防災の集い」に要する経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付することについて、大桑村補助金等交付規則（昭和 53 年３月 31 日規則第 18 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「みんなで守る！地域防災の集い」（以下「防災の集い」という。）とは、参加人数 10 人以上で、１時間以上で行う防災訓練等（防災訓練、防災意識の啓発等、避難所開設・運営訓練、その他村長が認める防災事業）をいう。

（交付の対象及び金額）

第３条　交付金の対象とする経費及び交付額は、次のとおりとする。

対象経費		交付額
区分	品目等	
防災訓練に要する経費	報償費（講師謝礼等）、炊き出し訓練の材料費、訓練資機材の借上料等、消耗品等	防災の集い参加人数 10 人ごとに 10,000 円
防災意識の啓発等に要する経費	報償費（講師謝礼等）、防災マップ等防災資料の作成、防災講座の開催等、消耗品等	
避難所開設・運営訓練に要する経費	報償費（講師謝礼等）、炊き出し訓練の材料費、訓練資機材の借上料、消耗品等	
その他村長が認める防災事業に要する経費	村長が必要と認める経費	

（交付申請）

第４条　交付金を受けようとする団体は、事業実施日の 14 日前までに、「みんなで守る！地域防災の集い」自主開催交付金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

（１）「みんなで守る！地域防災の集い」自主開催交付金事業計画書（様式第２号）

（２）前号に掲げるもののほか、村長が必要とみとめるもの

２　村長は、申請書類を受理したときは、内容を審査のうえ交付額を決定し、「みんなで守る！地域防災の集い」（様式第３号）により通知する。

（実績報告書）

第５条　防災の集いを実施したときは、速やかに「みんなで守る！地域防災の集い」自主開催交付金実績報告書（様式第４号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

（１）領収書の写し

（２）参加者名簿

（３）事業写真

（４）前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの

（交付額の確定）

第６条　村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは交付金の交付額を確定し、「みんなで守る！地域防災の集い」自主開催交付金確定通知書（様式第５号）により通知する。

（交付金の交付）

第７条　村長は、前条の確定通知後、申請団体が提出する「みんなで守る！地域防災の集い」自主開催交付金交付請求書（様式第６号）により、交付金を交付するものとする。

（交付金の返還）

第８条　村長は、虚偽その他不正手段により交付金を受けたことが判明したときは、その交付金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。